

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月10日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第53号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|--|---|--|
| 別表第2（第3条関係） | | 別表第2（第3条関係） | |
| 1～20 略 | | 1～20 略 | |
| 20の2 特例条例 別表第2の20の 2の項の規則で 定める書類 | 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下この項において「省令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの（（1）から（4）までについては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例による場合を含む。） （1）・（2） 略 （3） <u>法第50条の2（法第54条の2第5項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る書類</u> （4） <u>法第51条第1項（法第54条の2第5項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退に係る書類</u> （5） <u>省令第14条第2項に規定する届書</u> | 20の2 特例条例 別表第2の20の 2の項の規則で 定める書類 | 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下この項において「省令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの（（1）から（4）までについては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例による場合を含む。） （1）・（2） 略 （3） <u>法第50条の2（法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る書類</u> （4） <u>法第51条第1項（法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退に係る書類</u> （5） <u>省令第14条第3項に規定する届書</u> |
| 21～36 略 | | 21～36 略 | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。